

渋川市低炭素建築物新築等計画認定事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の規定により、市長が行う低炭素建築物新築等計画の認定等に関し、渋川市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する細則（平成25年渋川市規則第18号。以下「規則」という。）が定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。

(設計内容説明書)

第3条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条第1項の表の（い）項に掲げる設計内容説明書は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が提示する参考様式によるものとする。ただし、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、当該参考様式において規定する事項を他の書面に代えて審査したものについては、この限りでない。

(軽微な変更)

第4条 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更があったときは、速やかに、軽微な変更届出書（様式第1号）2部に、それぞれ、省令第41条第1項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出が適正であることを確認した上でこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

(名義変更)

第5条 認定建築主が当該認定を受けた建築物若しくは建築物の一部を譲り渡した場合における認定建築主又は譲受人は、速やかに、

当該建築物又は建築物の一部の認定建築主の名義を変更した旨を記載した名義変更届出書（様式第2号）2部に、それぞれ、当該変更の事実を証する書類を添えて、市長に届け出るものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（証明書の交付）

第6条 認定を受けたことを証する証明書の交付を受けようとする者は、低炭素建築物新築等計画証明申請書（様式第3号）を、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、低炭素建築物新築等計画に関する台帳と照合を行い、当該申請が適正であることを確認した上でこれを受理し、申請者に対して低炭素建築物新築等計画証明書（様式第4号）を交付するものとする。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第55条第1項の規定による変更の認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又は同条第6項に規定する通知書の交付を受けたときは、申請者に対し認定しない旨の通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、法第57条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定建築主に対し認定取消通知書（様式第7号）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

軽微な変更届出書

年　月　日

渋川市長 様

届出者 住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）を受けた事項について、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更を下記のとおり届け出ます。この届出書及び添付図書に記載された事項は、事実に相違ありません。

記

1. 認定建築主	住所 氏名 電話番号
2. 代理人者	住所 氏名 電話番号
3. 認定の年月日 及び番号	年　月　日 第　号
4. 低炭素建築物の 地名地番	
5. 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分】
6. 軽微な変更の内容	

※ 記載事項について、ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。

※ 代理人による届出の場合は、委任状を添えてください。

様式第2号（第5条関係）

名義変更届出書

年　月　日

渋川市長 様

届出者 住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）を受けた認定建築主について下記のとおり変更したので、認定建築主変更の事実を証する書類を添えて届け出ます。この届出書及び添付書類に記載された事項は、事実に相違ありません。

記

1. 変更前の 認定建築主	住所 氏名 電話番号
2. 変更後の 認定建築主	住所 氏名 電話番号
3. 変更の理由	
4. 代理人者	住所 氏名 電話番号
5. 認定の年月日 及び番号	年　月　日 第　号
6. 低炭素建築物の 地名地番	
7. 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分 】

※ 記載事項について、ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。

※ 代理人による届出の場合は、委任状を添えてください。

様式第3号（第6条関係）

低炭素建築物新築等計画証明申請書

年　月　日

渋川市長 様

申請者 住所
氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）を受けた下記事項について、相違ないことを証明願います。

記

1. 認定建築主	住所 氏名
2. 低炭素建築物新築等 計画の申請年月日	年　月　日
3. 低炭素建築物の 地名地番	
4. 床面積の合計	m ²
5. 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号：　　）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号：　　） <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分】
6. 建築物の構造	造
7. 認定の年月日 及び番号	年　月　日 第　号
8. 規則第6条の規定に による工事完了報告日	年　月　日
9. 証明理由	

様式第4号（第6条関係）

低炭素建築物新築等計画証明書

年　月　日

(申請者) 様

渋川市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）を受けた下記事項について、相違ないことを証明します。

記

1. 認定建築主	住所 氏名
2. 低炭素建築物新築等 計画の申請年月日	年　月　日
3. 低炭素建築物の 地名地番	
4. 床面積の合計	m ²
5. 建築物の用途	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ）】 <input type="checkbox"/> 複合建築物 【 <input type="checkbox"/> 建築物全体 <input type="checkbox"/> 住戸（住戸番号： ） <input type="checkbox"/> 複合建築物の非住宅部分 <input type="checkbox"/> 複合建築物の住宅部分】
6. 建築物の構造	造
7. 認定の年月日 及び番号	年　月　日 第 号
8. 規則第6条の規定に による工事完了報告日	年　月　日
9. 証明理由	
備考：	

様式第5号（第7条関係）

認定しない旨の通知書

第 号
年 月
日

（申請者） 様

渋川市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第 条第 項の規定により申請のあった下記の低炭素建築物新築等計画の認定について、認定をしないこととしたので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は、渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 申請年月日

年 月
日

2 申請に係る建築物の位置

3 理由

様式第6号（第8条関係）

改善命令書

第
年
月
号

（認定建築主） 様

渋川市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第57条の規定により、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、改善に必要な措置を命じます。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は、渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 認定低炭素建築物新築等計画

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 低炭素建築物の位置

3 命ずる措置

4 改善の期限

様式第7号（第9条関係）

認定取消通知書

第
年
月
号

（認定建築主） 様

渋川市長 印

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により、下記の認定低炭素建築物新築等計画について、その認定を取り消しましたので通知します。

なお、この処分に不服のあるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に渋川市長に対して審査請求をすることができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は、渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（審査請求に対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 取り消す認定低炭素建築物新築等計画

認定年月日 年 月 日
認定番号 第 号

2 低炭素建築物の位置

3 理由